

4 輸国第 5 5 9 1 号

関税割当公表第84号

令和 5 年度の調製食用脂の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、調製食用脂（関税率表第 0 4 . 0 5 項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 5 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 調製食用脂（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第 1 第2106. 90号に規定するもの）
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 令和 6 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）  
次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和5年4月3日（金）から同年4月11日（火）まで
- (2) 令和5年6月1日（木）から同年6月5日（月）まで
- (3) 令和5年8月1日（火）から同年8月3日（木）まで
- (4) 令和5年10月2日（月）から同年10月4日（水）まで
- (5) 令和5年12月1日（金）から同年12月5日（火）まで
- (6) 令和6年2月1日（木）から同年2月3日（月）まで

- 2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

## 第5 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

- 1 調製食用脂を使用した製品（以下「製品」という。）を製造する者（以下「製造者」という。）であって、割当てを受けた調製食用脂を輸入時と同一状態（輸入後に乳脂肪の含有率が変化しない状態を含む。以下同じ。）で転売することのない者
- 2 製造者を構成員とする団体（ただし、構成員が単独で1に基づく申請を行っていない場合に限る。）
- 3 割当てを受けた調製食用脂を輸入時と同一状態で販売する者

## 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出  
農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。)
- 2 書面による提出
  - (1) 直接持ち込む場合

第2の受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 調製食用脂担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

seizo\_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

1 第5の1に該当する者の場合

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(2) 輸入先国別希望数量（別記様式1）

(3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び使用実績（別記様式2）

(4) 令和5年4月3日から令和6年3月29日までの間の調製食用脂の購入計画及び使用計画（別記様式3）

(5) 製品を製造する工場の名称、所在地、1日当たりの生産能力及び年間稼働日数・稼働率を記載した資料、製品を製造するのに必要な設備を有することを証する資料及び製品を製造する工程図

(6) 法人の定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（個人事業者の場合にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

- (7) この関税割当てにより割当てを受けた調製食用脂を使用した製品を製造し、当該調製食用脂を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

ただし、令和4年度における関税割当て実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当て申請時点において、(5)及び(6)の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当て対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当て申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

## 2 第5の2に該当する者の場合

- (1) 関税割当て申請書(省令別記様式第1)

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

- (2) 輸入先国別希望数量(別記様式1)

- (3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び会員別使用実績(別記様式4)

- (4) 令和5年4月3日から令和6年3月29日までの間の調製食用脂の購入計画及び会員別使用計画(別記様式5)

- (5) 会員名簿(任意様式)

- (6) 団体の定款(目的を確認できる頁の抜粋で可)の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し

ただし、令和4年度における関税割当て実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当て申請時点において、(6)の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当て対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当て申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

## 3 第5の3に該当する者の場合

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(2) 輸入先国別希望数量（別記様式1）

(3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び販売先別販売実績（別記様式6）

(4) 令和5年4月3日から令和6年3月29日までの間の調製食用脂の購入計画及び販売先別販売計画（別記様式7）

(5) 法人の定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（個人事業者の場合にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、(5)の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類（電子申請による提出の場合は不要）

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第7に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式8）を提出するものとする。

ただし、第7に定める書類（1の(2)、(4)、(7)並びに2の(2)、(4)及び3の(2)、(4)を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

## 第9 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、国別（「ニュージーランド」、「その他の国」別）に、第7の1及び2の使用実績及び使用計画、第7の3の販売実績及び販売計画等を勘案して定めるものとする。

## 第10 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

## 第11 報告

- 1 割当てを受けた者は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長（以下「新事業・食品産業部長」という。）の定めるところにより、割当てを受けた調製食用脂の月別の使用数量又は販売数量の実績報告書等を新事業・食品産業部長に1部提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書等の記載要領

について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を必要とする。

- 4 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当数量を全て消化したとき又は関税割当証明書の有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当残存数量の全部を返納する場合は「関税割当数量の返納について」（別記様式9）を、関税割当残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールによる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書（記載要領様式第1）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

### 第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。た

だし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_kanwari/format/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html))